

農業委員会総会議事録

第9回農業委員会

1. 開会日時 令和3年2月26日（金）午前9時26分
2. 閉会日時 令和3年2月26日（金）午前10時14分
3. 場 所 豊山町役場 3階 会議室3・4

4. 出席者

委員（全16人中16人出席）

出席者

| | | | |
|-----|------|------|-------|
| 1 番 | 鈴木康由 | 9 番 | 河村賢治 |
| 2 番 | 筒井直樹 | 10 番 | 坪井保夫 |
| 3 番 | 小出尚武 | 11 番 | 坪井兼俊 |
| 4 番 | 石黒 優 | 12 番 | 坪井佳雅理 |
| 5 番 | 戸田克之 | 13 番 | 柴田祥一 |
| 6 番 | 水野 満 | 14 番 | 岡島義広 |
| 7 番 | 池山春雄 | 15 番 | 安藤茂市 |
| 8 番 | 高柳由宗 | 16 番 | 坪井善樹 |

欠席者 なし

事務局 2名

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 早川 建設課長 |
| 事務局員 | 富田 主任 |

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案
 - (1) 下限面積の決定・公表について
 - (2) 農地法第3条許可申請について
 - (3) 農地法第3条許可申請について
 - (4) 農地法第5条許可申請について
 - (5) 農地法第5条許可申請について
 - (6) 農地法第5条許可申請について
- ⑤ 報告事項
 - (1) 農地法第3条届出受理状況について
 - (2) 農地法第4条届出受理状況について
 - (2) 農地法第5条届出受理状況について

6. 配布資料

- ①資料1 下限面積の設定について
- ②資料2 農地法第3条許可申請について
- ③資料3 農地法第5条許可申請について
- ④資料4 農地法第3条届出受理状況について
- ⑤資料5 農地法第3条届出受理状況について
- ⑥資料6 農地法第4条届出受理状況について
- ⑦資料7 農地法第5条届出受理状況について

7. 議事内容

【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻より少し早いですが只今より令和2年度第9回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に配布したもののみであります。よろしかったでしょうか。

それでは、会長よりごあいさつ申し上げます。

【会長あいさつ】

安藤会長

おはようございます。年が明けて初めての総会となります。世間ではコロナ禍により様々な行事が中止になっております。また、現在非常事態宣言が発出されており、自粛が求められています。最近は感染者の数について若干減少傾向にあります。感染拡大しないように引き続き、マスクの着用や密の回避など感染拡大防止策を講じなければなりません。そんな中にはありますが、皆様のご協力のもと委員会活動していきたいと思っております。

本日はご案内のとおり、議案6件、報告3件であります。よろしくお願ひいたします。

【出席人数確認】

安藤会長

それでは、総会に入ります。まず出席者ですが、農業委員16名中全員出席で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

【議事録署名者指名】

安藤会長

議事録署名者を指名いたします。

13番 柴田祥一委員と14番 岡島義広委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願ひいたします。

【議 案】

安藤会長

本日の議案は6件です。それでは、議案について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料1 議案第9号 「下限面積の決定・公表について」

をご説明申し上げます。

【議案第9号 下限面積の決定・公表について、説明】

下限面積とは、農地法第3条の許可要件の面積のことです。経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから許可後の面積が一定規模以上でないと許可されないとするものです。この面積については、農地法で北海道は2ヘクタール、都府県は50アールとされています。参考に下限面積参考資料をご確認ください。1ページめくっていただきまして裏面に農地法（3条抜粋）という資料があると思いますが、その枠で囲った部分に規定されています。改正前の農地法では、地域の状況に応じて、県が定めておりまして、豊山町の場合はその面積が2反（20アール）だったのですが、新法施行により、農業委員会が定めることとされました。そのため、平成21年11月に農業委員会でこの面積をどうするかということをご審議いただき、県が定めた2反を踏襲することとされました。また、国から通知が出され、その中で、毎年下限面積を検討することとされていますので、提案させていただきました。今年の数値は参考表のとおりでありまして、昨年と大幅に状況が変わっているということとはございません。また、下限面積を占める世帯は全体のおおよそ4割とされておりまして、本日配布しました議案第9号のとおり、現行の2反のままとするのが適切であると事務局では考えています。よろしくご審議をお願いします。

以上で説明を終わります。

安藤会長

議案第9号 下限面積の決定・公表についての説明が終わりました。
ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第9号 下限面積の決定・公表について、事務局案に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成と認めます。

次に議案第10号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料2 議案第10号 「農地法第3条許可申請について」をご説明申し上げます。3条の許可申請は農地を農地として利用する際の権利移動の申請です。市街化区域でも市街化調整区域でも同じ手続きとなります。

【議案第10号 農地法第3条許可申請朗読】

資料としまして、「農地法第3条調査書」という資料も参考にご確認願います。

許可要件としましては、農地法第3条第2項各号に該当しないことでもあります。事前配布しました調査書に要件と本案件についての判断内容等をお示ししております。まず一つ目の要件は、取得後すべての農地を利用することです。保有機械、労働力、技術、地域との関係などをみて問題ないと考えます。次の2項第2号と3号は、本件には適用されません。次の4号は農作業を行う必要な日数について従事することです。これも見込まれるため該当しません。次に農業委員会が定める別段の面積である20アール（2反）を超えていることではありますが取得後の経営耕地面積が37.94アールですので問題ありません。最後は、地域の調和に支障があるかとの内容ですが、申請者は、

神明地区、金剛地区など複数個所で同様の経営を長年行っており、これまで支障等がなかったので、問題ないと考えます。このように全ての要件を満たしているものと考えます。さらに地区担当委員が現地を確認し、事務局も申請地を確認しております。当該農地及び周辺農地の利用状況等を確認しましたが、問題はありませんでした。よって、本議案は許可相当であると考えます。よろしくご審議をお願いします。

安藤会長

議案第10号 農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

適正に管理されておりますので問題ないと思います。

安藤会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第10号 農地法第3条許可申請について、事務局案に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成と認めます。

次に議案第11号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料2 議案第11号 「農地法第3条許可申請について」をご説明申し上げます。3条の許可申請は農地を農地として利用する際の権利移動の申請です。市街化区域でも市街化調整区域でも同じ手続きとなります。

【議案第 1 1 号 農地法第 3 条許可申請朗読】

資料としまして、「農地法第 3 条調査書」という資料も参考にご確認願います。

許可要件としましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことでもあります。事前配布しました調査書に要件と本案件についての判断内容等をお示ししております。まず一つ目の要件は、取得後すべての農地を利用することです。保有機械、労働力、技術、地域との関係などをみて問題ないと考えます。次の 2 項第 2 号と 3 号は、本件には適用されません。次の 4 号は農作業を行う必要な日数について従事することです。これも見込まれるため該当しません。次に農業委員会が定める別段の面積である 20 アール（2 反）を超えていることではありますが取得後の経営耕地面積が 37.94 アールですので問題ありません。最後は、地域の調和に支障があるかとの内容ですが、申請者は、神明地区、金剛地区など複数個所で同様の経営を長年行っており、これまで支障等がなかったもので、問題ないと考えます。このように全ての要件を満たしているものと考えます。さらに地区担当委員が現地を確認し、事務局も申請地を確認しております。当該農地及び周辺農地の利用状況等を確認しましたが、問題はありませんでした。よって、本議案は許可相当であると考えます。よろしくご審議をお願いします。

安藤会長

議案第 1 1 号 農地法第 3 条許可申請についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第 1 1 号 農地法第 3 条許可申請について、事務局案に賛成の

方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成と認めます。

次に議案第12号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料3 議案第12号 「農地法第5条許可申請について」をご説明申し上げます。

【議案第12号 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】

安藤会長

議案第12号 農地法第5条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

B委員

すでにアスファルトで舗装されて現在駐車場として使用しています。特に問題はないと思います。

安藤会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第12号 農地法第5条許可申請について、賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

次に議案第13号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料3 議案第13号 「農地法第5条許可申請について」をご説明申し上げます。

【議案第13号 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】

安藤会長

議案第13号 農地法第5条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

C委員

現状農地として管理されておりますので、問題ないと思います。

安藤会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第13号 農地法第5条許可申請について、賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

次に議案第14号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料3 議案第14号 「農地法第5条許可申請について」をご説明申し上げます。

【議案第14号 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】

安藤会長

議案第14号 農地法第5条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

D委員

もともとの農地は大きな1筆ですが分筆されて、宅地とするということ。現状適正に管理されており、やむを得ないと思います。

安藤会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第14号 農地法第5条許可申請について、賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

以上で議案を終わります。

【報告事項】

安藤会長

それでは、報告事項の農地法第3条、4条、5条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局

それではまず始めに3条届出です。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

【資料4、5 農地法第3条届出受理状況朗読】

次に、農地法第4条の届出受理状況について、説明します。

4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料6 農地法第4条届出受理状況朗読】

次に、農地法第5条の届出受理状況について、説明します。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

【資料7 農地法第5条届出受理状況朗読】

以上で、届出受理状況の説明を終わります。

安藤会長

農地法第3条、4条、5条の届出受理状況についての報告等が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質問もありませんので報告事項の届出受理状況についての報告を終了します。

【閉 会】

安藤会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

8. その他

事務局

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：令和3年3月26日（金）午前9：30開始

場所：役場2階 会議室1

資料：3月16日頃郵送予定。

(2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前10時14分終了)

9. 農地転用件数（令和2年）

| 1 2月農地転用件数 | | | | 農地転用累計 | | | | |
|------------|----|----|--------|--------|---------|----|----|-----------|
| 農地法適用条項 | | 件数 | 面積㎡ | 地区 | 農地法適用条項 | | 件数 | 面積㎡ |
| 3条 | 許可 | 0 | 0.00 | 青山 | 3条 | 許可 | 1 | 339.00 |
| | | 0 | 0.00 | 豊場 | | | | |
| | 届出 | 0 | 0.00 | 青山 | | 届出 | 11 | 11,973.00 |
| | | 1 | 616.00 | 豊場 | | | | |
| 4条 | 許可 | 0 | 0.00 | 青山 | 4条 | 許可 | 0 | 0.00 |
| | | 0 | 0.00 | 豊場 | | | | |
| | 届出 | 0 | 0.00 | 青山 | | 届出 | 4 | 1,423.00 |
| | | 0 | 0.00 | 豊場 | | | | |
| 5条 | 許可 | 0 | 0.00 | 青山 | 5条 | 許可 | 7 | 9,244.00 |
| | | 0 | 0.00 | 豊場 | | | | |
| | 届出 | 0 | 0.00 | 青山 | | 届出 | 35 | 10,202.03 |
| | | 2 | 186.00 | 豊場 | | | | |

※ 累計については令和2年1月～令和2年12月（再申請分を含む）

10. 農地転用件数（令和3年）

| 1月農地転用件数 | | | | 農地転用累計 | | | | |
|----------|----|----|----------|--------|---------|----|----|----------|
| 農地法適用条項 | | 件数 | 面積㎡ | 地区 | 農地法適用条項 | | 件数 | 面積㎡ |
| 3条 | 許可 | 0 | 0.00 | 青山 | 3条 | 許可 | 0 | 0.00 |
| | | 0 | 0.00 | 豊場 | | | | |
| | 届出 | 2 | 4,632.00 | 青山 | | 届出 | 3 | 5,139.00 |
| | | 1 | 507.00 | 豊場 | | | | |
| 4条 | 許可 | 0 | 0.00 | 青山 | 4条 | 許可 | 0 | 0.00 |
| | | 0 | 0.00 | 豊場 | | | | |
| | 届出 | 0 | 0.00 | 青山 | | 届出 | 1 | 329.00 |
| | | 1 | 329.00 | 豊場 | | | | |
| 5条 | 許可 | 0 | 0.00 | 青山 | 5条 | 許可 | 0 | 0.00 |
| | | 0 | 0.00 | 豊場 | | | | |
| | 届出 | 0 | 0.00 | 青山 | | 届出 | 0 | 0.00 |
| | | 0 | 0.00 | 豊場 | | | | |

※ 累計については令和3年1月～令和3年12月（再申請分を含む）

議事録署名人（会長及び出席委員2名）

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。